

高崎市中心市街地活性化協議会設立 趣意書

平成10年、「まちづくり3法(中心市街地活性化法・改正都市計画法・大店立地法)」が制定され、これらが一体的に運用されることにより、中心市街地をはじめ都市の活性化が図られるものと期待されて参りました。

しかし、全国的に都市の中心市街地の衰退傾向が顕著になり、様々な問題が顕在化しております。

人口減少・少子高齢化・地域コミュニティの崩壊などの実状を踏まえて、国は従来の都市政策を転換し、住宅・事業所・病院・商店など様々な機能を都市の中心部に集中させ、活力を保持する「コンパクトシティ」づくりに取り組む方針を打ち出しました。

関連する従来の「まちづくり3法」は、今年の通常国会において「都市計画法・建築基準法」並びに「中心市街地活性化法」として改正可決され、そのなかで「改正中心市街地活性化法」は昨年8月22日に全面施行されました。

中心市街地の活性化支援と、計画的な土地利用規制による新たなまちづくりの仕組みが整備されましたが、この「まちづくり3法」の改正だけで、中心市街地が賑わいを取り戻せるものではありません。行政・事業所・住民・中心商店街関係者などが一体となって、地域ぐるみでまちづくりに取り組むことが何よりも重要であります。

高崎市においては、この法改正を受け新法に基づく「高崎市中心市街地活性化基本計画」を策定し、これまで以上に積極的に魅力あるまちづくりを推進していくこととしております。

高崎商工会議所並びに財団法人高崎市都市整備公社は、こうした高崎市の取り組みと軌を一にし、民間事業者、地域関係者、行政が協働して「高崎市中心市街地活性化基本計画」に掲げる目標の実現を図るため、今般、新法に則って「高崎市中心市街地活性化協議会」を共同で設立することといたしました。

本協議会は、地域住民等の生活の基盤の核となる中心市街地の活性化を、総合的かつ一体的に推進するタウンマネジメント組織として、本市の発展を牽引していくものと確信しております。

関係各位におかれましては、本協議会の設立趣旨にご賛同賜り、主体的、積極的なご参画をお願い申し上げます。

平成19年12月18日

高 崎 市 中 心 市 街 地 活 性 化 協 議 会

設立発起人 高 崎 商 工 会 議 所
会 頭 原 浩 一 郎

設立発起人 (財)高崎市都市整備公社
専務理事 松本 泰夫